

事業年報概要

. 総括

医療保険制度の状況について、船員保険を中心に概観する。

船員保険制度は、船員を対象とした総合的な社会保険制度として、国を保険者として運営されてきたが、平成 19 年の法律改正により、平成 22 年 1 月以降においては、これまで船員保険で実施してきた職務上疾病・年金部門及び失業部門はそれぞれ、労災保険及び雇用保険に統合され、新しい船員保険制度は、職務外疾病部門と ILO 条約や船員法に則った独自給付、職務上上乘せ給付を行う制度として、全国健康保険協会を保険者とし運営することとなった。

なお、平成 24 年度における医療保険制度の改正としては、平成 24 年 4 月以降も、70 歳以上の一般の者の自己負担割合の軽減特例措置（1 割負担の据置き）が延長となった。

1. 加入者数

平成 24 年度末現在の医療保障適用状況をみたものが、表 1 である。加入者数は、全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」と略す。）が 3,510 万 3 千人（総人口の 27.6%）組合管掌健康保険（以下「組合健保」と略す。）が 2,935 万 3 千人（同 23.0%）国民健康保険（以下「国保」と略す。）が 3,767 万 8 千人（同 29.6%）であり、この 3 制度で大半を占めている。また、船員保険は 12 万 9 千人（同 0.1%）であり、共済組合は 900 万 3 千人（同 7.1%）である。

表 1 医療保障適用状況（平成 24 年度末）

	被保険者	被扶養者	計	構成比
	千人	千人	千人	%
総人口	・	・	127,354	100.0
協会けんぽ	19,871	15,232	35,103	27.6
法第 3 条第 2 項	13	6	19	0.0
組合健保	15,537	13,816	29,353	23.0
船員保険	58	71	129	0.1
共済組合	4,504	4,499	9,003	7.1
国保	37,678	・	37,678	29.6
後期高齢者医療 生活保護法適用者	15,168	・	15,168	11.9
	・	・	2,161	1.7

注1. 各制度の事業年報等を基に作成。

2. 総人口は人口推計月報（総務省統計局）平成25年4月1日現在（確定値）による。

3. 生活保護法適用者は、「被保護者調査（平成25年3月分）」（厚生労働省社会・援護局保護課）による。

制度別に加入者数の推移をみたものが、表 2 である。協会けんぽは、平成 15 年度までは減少していたが、平成 16 年度から平成 19 年度までは増加しており、平成 20 年度は、75 歳以上の加入者が後期高齢者医療制度の被保険者となり、75 歳以上の被保険者の 75 歳未満の被扶養者が国保の被保険者となったことなどから減少したが、平成 21 年度以降は増加している。船員保険は毎年減少を続けているが、減少幅は小さくなりつつある。なお、平成 20 年度については協会けんぽ同様、後期高齢者医療制度の施行に伴う異動があったことに留意が必要である。

表2 制度別加入者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療
14	35,851	34	30,568	198	9,790	50,297	・
15	35,522	31	30,144	185	9,739	51,236	・
16	35,616	28	29,990	174	9,711	51,579	・
17	35,650	25	30,119	168	9,587	51,627	・
18	35,938	22	30,474	161	9,437	51,268	・
19	36,294	18	30,860	157	9,373	50,724	・
20	34,705	17	30,337	144	9,026	39,492	13,458
21	34,828	17	29,951	141	9,121	39,098	13,894
22	34,845	18	29,609	136	9,192	38,769	14,341
23	34,877	18	29,504	132	9,104	38,313	14,733
24	35,103	19	29,353	129	9,003	37,678	15,168

注1. 各制度の事業年報等を基に作成。

2. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

2. 被保険者数

制度別に被保険者数の推移をみたものが、表3である。協会けんぽは、平成15年度以降は増加していたが、平成20年度は減少し、平成21年度以降は増加している。組合健保は、平成16年度以降は増加していたが、平成21年度以降は減少している。船員保険は、毎年減少を続けているが、減少幅は小さくなりつつある。過去10年間の年度平均増加率は、協会けんぽは0.5%の増加、組合健保は0.5%の増加、船員保険は2.3%の減少となっている。

表3 被用者保険の制度別被保険者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	被用者保険計
14	18,812	22	14,790	73	4,434	38,132
15	18,815	19	14,655	69	4,431	37,991
16	18,931	17	14,787	66	4,449	38,250
17	19,156	15	15,054	65	4,424	38,715
18	19,501	13	15,456	63	4,399	39,434
19	19,807	11	15,871	63	4,397	40,149
20	19,496	11	15,906	62	4,396	39,871
21	19,517	11	15,722	61	4,468	39,780
22	19,580	12	15,574	60	4,526	39,752
23	19,631	12	15,553	59	4,515	39,769
24	19,871	13	15,537	58	4,504	39,983

注1. 各制度の事業年報等を基に作成。

2. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

3. 標準報酬月額

制度別に標準報酬月額の平均の推移をみたものが、表4である。平成24年度末の協会けんぽは27万6千円、組合健保は36万6千円、船員保険は38万9千円であり、前年度と比較すると、協会けんぽは0.5%の増加、組合健保は0.7%の増加、船員保険は0.5%の増加となっている。協会けんぽ、組合健保、船員保険の標準報酬月額の平均の対前年度伸び率の推移をみたものが、図1である。船員保険と協会けんぽ、組合健保を比べると、平成18年度以降は船員保険の方が協会けんぽ、組合健保に比べ高めに推移していたが、平成22年度は低くなり、平成24年度はほぼ同等となっている。

過去10年間の年度平均増加率は、協会けんぽは0.3%の減少、組合健保は0.1%の減少、船員保険は0.6%の増加となっている。

なお、平成15年度における船員保険の伸び率の増加は総報酬制の導入に伴い、漁船に乗り組む被保険者の歩合給部分（賞与相当）を算定対象としたことにより、これらの被保険者の標準報酬月額が大幅に上昇した影響によるものである。

表4 制度別標準報酬月額の平均と対前年度伸び率（年度末現在）

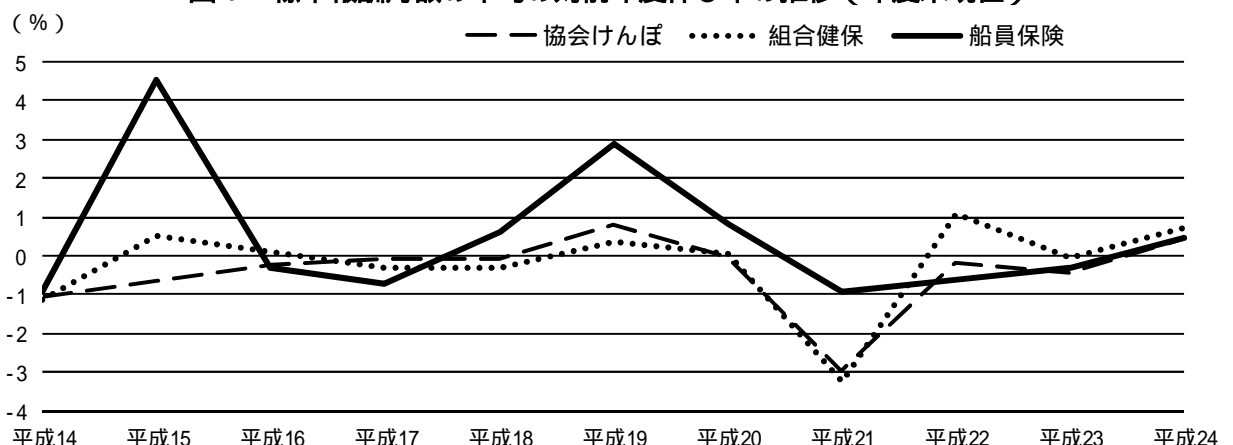
年度	協会けんぽ 円	法第3条第2項 (日額) 円	組合健保 円	船員保険 円	共済組合 円	国保 千円	後期高齢者医療 千円
14	286,186	12,746	369,726	365,140	434,960	1,764	・
15	284,274	12,360	371,556	381,630	430,901	1,701	・
16	283,624	12,348	371,872	380,463	430,139	1,650	・
17	283,466	12,577	370,811	377,765	430,792	1,687	・
18	283,218	12,721	369,609	380,146	426,742	1,667	・
19	285,468	13,179	371,037	391,050	426,236	1,669	・
20	285,384	12,923	371,304	394,179	418,779	1,680	887
21	276,892	12,806	359,340	390,620	425,882	1,580	842
22	276,392	13,236	363,306	388,287	419,583	1,451	796
23	275,151	13,570	363,149	387,114	421,100	1,416	798
24	276,414	13,601	365,773	388,989	-	-	797
	%	%	%	%	%	%	%
15	0.7	3.0	0.5	4.5	0.9	3.6	・
16	0.2	0.1	0.1	0.3	0.2	3.0	・
17	0.1	1.9	0.3	0.7	0.2	2.2	・
18	0.1	1.1	0.3	0.6	0.9	1.2	・
19	0.8	3.6	0.4	2.9	0.1	0.1	・
20	0.0	1.9	0.1	0.8	1.7	0.7	・
21	3.0	0.9	3.2	0.9	1.7	6.0	5.1
22	0.2	3.4	1.1	0.6	1.5	8.2	5.5
23	0.4	2.5	0.0	0.3	0.4	2.4	0.3
24	0.5	0.2	0.7	0.5	-	-	0.1
10年平均	0.3	0.7	0.1	0.6	-	-	-

注1. 各制度の事業年報等を基に作成。

2. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

3. 国保と後期高齢者医療は「旧ただし書方式による前年所得（基礎控除前）」であり、国保は1世帯当たり、後期高齢者医療は被保険者1人当たりの額である。

図1 標準報酬月額の平均の対前年度伸び率の推移（年度末現在）



4. 医療費及び加入者1人当たり医療費

制度別に医療費総額の推移をみたものが、表5である。協会けんぽは、平成16年度以降、加入者数の増加等により増加している。船員保険の医療費総額は加入者数の減少等により減少傾向にあったが、加入者1人当たり医療費の増加等により平成19年度からは増加に転じた。平成21年度と平成22年度は減少となっているが、これは、平成22年1月に職務上給付が労災保険に統合されたことが影響している。

制度別の加入者1人当たり医療費の推移をみたものが、表6である。平成24年度の協会けんぽは16万1千円、組合健保は14万4千円、船員保険は18万7千円であり、前年度と比較すると、協会けんぽは1.2%の増加、組合健保は1.4%の増加、船員保険は1.6%の増加となっている。協会けんぽ、組合健保、船員保険の加入者1人当たり医療費の対前年度伸び率の推移をみたものが、図2である。船員保険と協会けんぽ、組合健保を比べると、平成17年度以降は船員保険の方が協会けんぽ、組合健保に比べ高めの傾向にある。平成21年度と平成22年度の船員保険の伸び率は低くなっているが、これは、平成22年1月に職務上給付が労災保険に統合されたことが影響している。過去10年間の年度平均増加率は、協会けんぽは1.5%の増加、組合健保は1.8%の増加、船員保険は1.7%の増加となっている。

表5 制度別医療費総額の推移(4月～翌3月)

(単位：億円)

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療	計
14	47,330	60	36,052	296	11,815	77,805	116,924	290,283
15	46,289	43	35,488	277	11,816	84,735	117,007	295,656
16	47,127	40	35,906	264	11,790	90,278	115,731	301,136
17	48,450	38	36,759	264	12,222	96,946	116,227	310,905
18	48,941	34	37,189	256	12,054	100,333	112,202	311,010
19	50,661	27	38,412	262	12,153	106,287	112,839	320,641
20	51,876	23	39,519	263	12,336	108,209	114,435	326,662
21	52,832	22	40,162	259	12,580	110,787	120,869	337,511
22	54,515	23	41,062	245	13,126	113,285	127,554	349,810
23	55,615	21	41,917	246	13,451	115,850	133,486	360,585
24	56,476	20	42,400	244	-	116,546	-	215,685

注1. 各制度の事業年報等を基に作成。

2. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

3. 制度改正により平成22年1月以降において、平成21年12月まで船員保険から支給されていた職務上給付(労災保険相当分)は労災保険から支給されるようになったことから、船員保険の医療費については平成20年度以前と平成21年度以降とは単純に比較できないことに留意が必要である。

4. 後期高齢者医療の平成20年3月以前は、老人保健法による医療の対象者に係るものである。

表6 制度別加入者1人当たり医療費と対前年度伸び率(4月~翌3月)

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療
	円	円	円	円	円	円	円
14	138,344	174,801	120,213	157,419	126,262	209,559	734,111
15	136,382	145,323	120,108	157,975	126,697	219,340	758,466
16	138,402	145,533	122,200	160,047	126,953	228,008	782,867
17	141,570	150,950	124,790	164,910	132,320	241,318	823,032
18	141,797	154,025	124,753	166,297	132,338	248,031	832,780
19	144,955	148,472	127,137	174,749	134,448	263,592	871,115
20	148,205	141,401	129,749	180,138	137,101	272,404	864,919
21	151,739	125,839	133,137	182,580	139,622	280,339	885,340
22	156,212	129,283	138,224	177,866	144,260	288,962	907,216
23	159,465	115,946	142,006	183,803	147,592	298,803	921,620
24	161,306	105,434	143,976	186,691	-	305,074	-
	%	%	%	%	%	%	%
15	1.4	16.9	0.1	0.4	0.3	4.7	3.3
16	1.5	0.1	1.7	1.3	0.2	4.0	3.2
17	2.3	3.7	2.1	3.0	4.2	5.8	5.1
18	0.2	2.0	0.0	0.8	0.0	2.8	1.2
19	2.2	3.6	1.9	5.1	1.6	6.3	4.6
20	2.2	4.8	2.1	3.1	2.0	3.3	0.7
21	2.4	11.0	2.6	1.4	1.8	2.9	2.4
22	2.9	2.7	3.8	2.6	3.3	3.1	2.5
23	2.1	10.3	2.7	3.3	2.3	3.4	1.6
24	1.2	9.1	1.4	1.6	-	2.1	-
10年平均	1.5	4.9	1.8	1.7	-	3.8	-

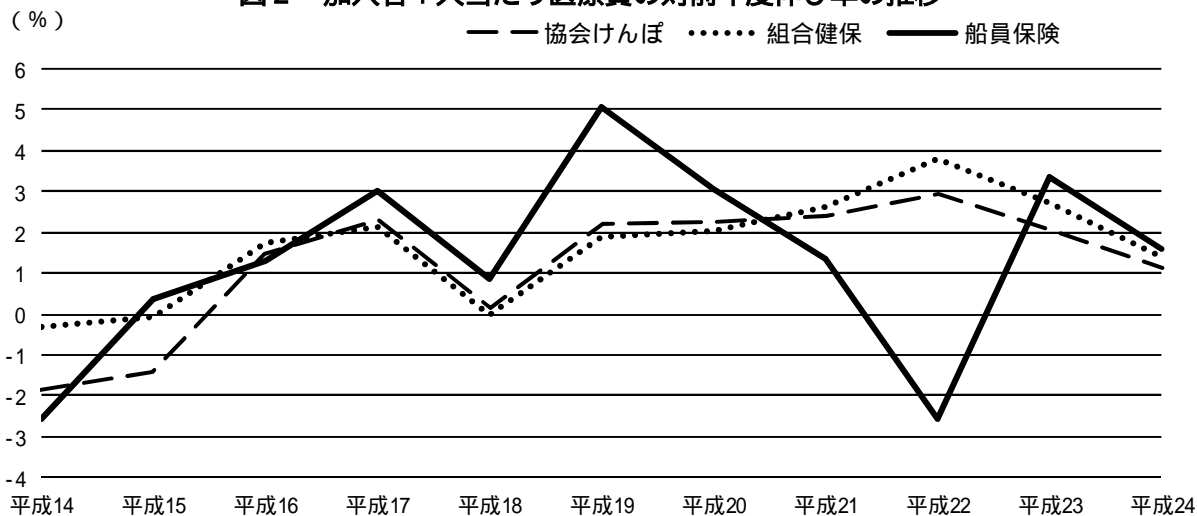
注1. 各制度の事業年報等を基に作成。

2. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

3. 制度改正により平成22年1月以降において、平成21年12月まで船員保険から支給されていた職務上給付(労災保険相当分)は労災保険から支給されるようになったことから、船員保険の加入者1人当たり医療費については平成20年度以前と平成21年度以降とは単純に比較できないことに留意が必要である。

4. 後期高齢者医療の平成20年3月以前は、老人保健法による医療の対象者に係るものである。

図2 加入者1人当たり医療費の対前年度伸び率の推移



・ 船員保険

1. 適用状況

平成 24 年度末現在の船舶所有者数は 5,819 であり、前年度末に比べて 105(1.8%)減少となっている。被保険者数は 58,231 人であり、前年度末に比べて 491 人(0.8%)減少となっている。(図 3)

強制被保険者数は 54,674 人であり、前年度末に比べて 540 人(1.0%)減少となっており、その内訳を船舶種別でみると、汽船等は 37,922 人で前年度末に比べ 0.3%の減少、漁船(い)は 1,551 人で前年度末に比べ 10.7%の増加、漁船(ろ)は 15,201 人で前年度末に比べ 3.7%の減少となっている。また、疾病任意継続被保険者数は 3,557 人で前年度末に比べ 1.4%の増加となっている。

被扶養者数は 71,237 人であり、前年度末に比べ 2,231 人(3.0%)減少し、扶養率は 1.299 となっている。

強制被保険者の標準報酬月額額の平均は 394,253 円であり、前年度末に比べ 0.5%の増加となっている。強制被保険者について標準報酬月額別の分布をみると、第 27 級(41 万円)が 7.7%で最も多く、上限の第 47 級(121 万円)の割合は 1.2%となっている。(図 4)

加入者の平均年齢(平成 25 年 3 月末現在)は、被保険者が 47.5 歳、被扶養者が 30.8 歳となっている。(図 5、図 6)

図 3 船員保険の船舶所有者数及び被保険者数の推移(年度末現在)

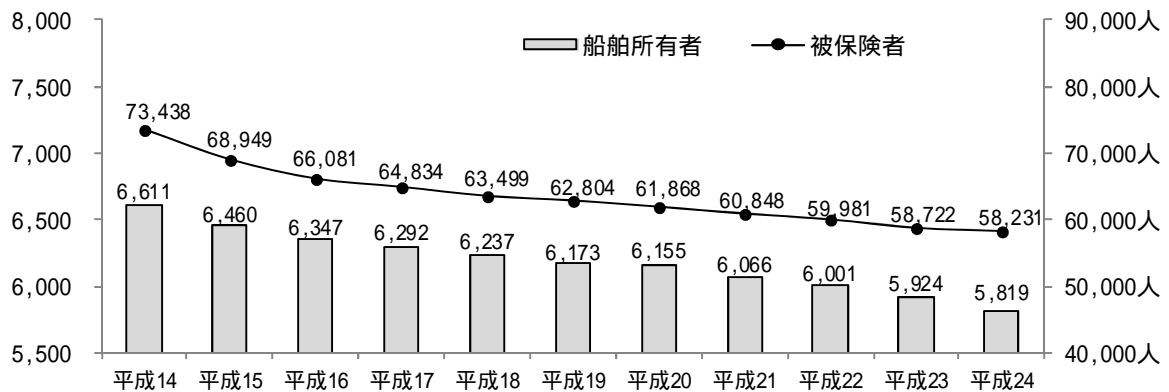


図 4 船員保険の標準報酬月額別被保険者の構成割合(平成 24 年度末)

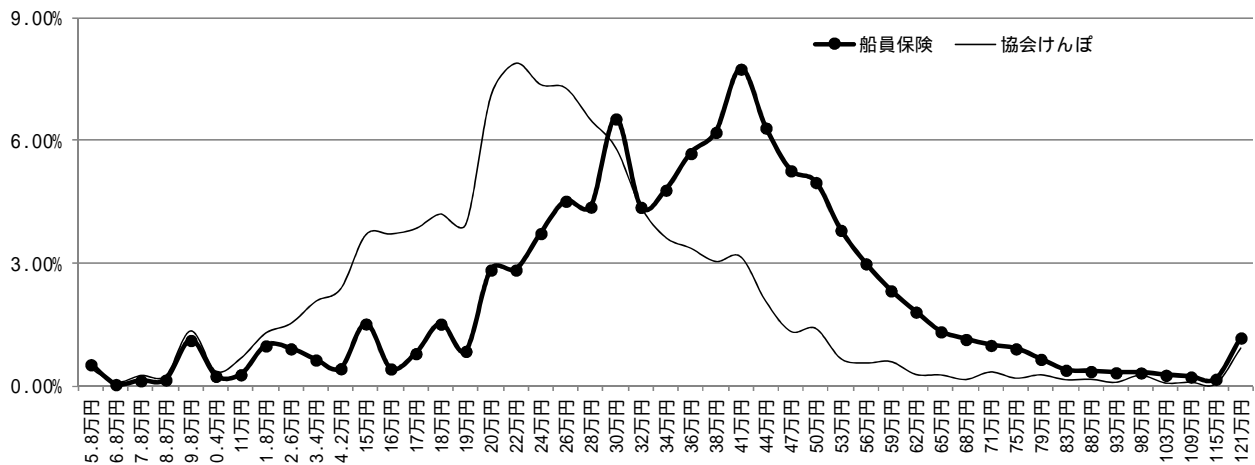
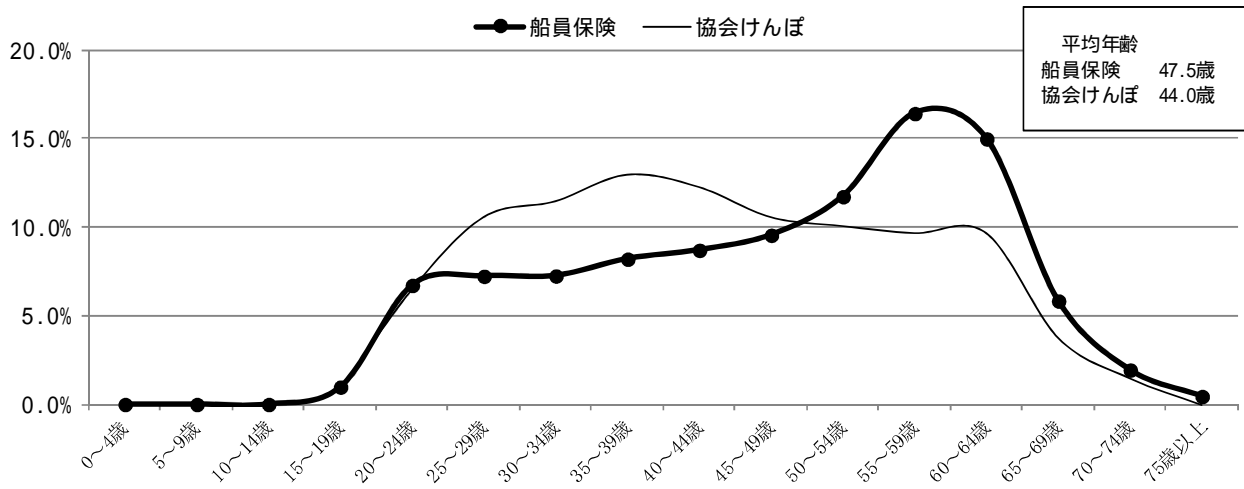
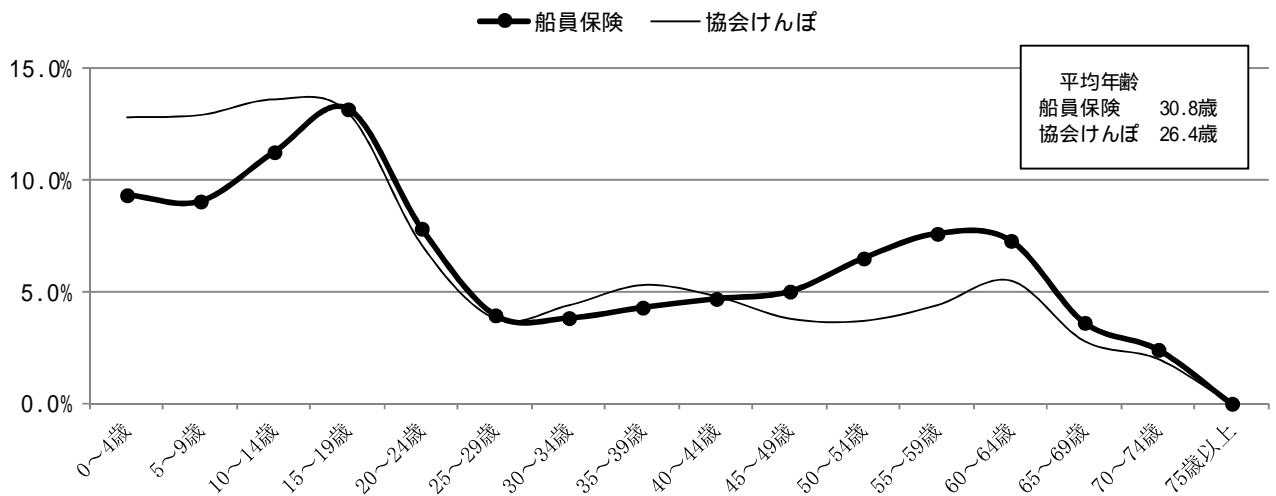


図5 被保険者の年齢階級別構成割合（平成24年度末）



注：協会けんぽは平成24年10月1日現在の年齢構成である。（資料：厚生労働省保険局調）

図6 被扶養者の年齢階級別構成割合（平成24年度末）



注：協会けんぽは平成24年10月1日現在の年齢構成である。（資料：厚生労働省保険局調）

2. 医療費の状況

平成24年度の医療費は244億円であり、前年度に比べ0.6%の増加、加入者1人当たり医療費は186,691円であり、前年度と比べ1.6%の増加となっている。

平成24年度の医療費の内訳をみたものが、表7である。入院は81億円（全体の33.5%）、入院外は87億円（同35.7%）、歯科は24億円（同10.0%）、薬剤支給は44億円（同17.9%）となっている。

表7 船員保険の医療費の状況（平成24年度）

[全体]	(単位:百万円)					
	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	合計	割合
入院	3,653	3,887	536	105	8,181	33.5%
入院外	3,167	4,969	524	56	8,716	35.7%
歯科	1,138	1,208	80	14	2,439	10.0%
薬剤支給	1,801	2,265	282	33	4,381	17.9%
入院時食事療養費・生活療養費	134	174	27	4	339	1.4%
訪問看護療養費	2	18	2	-	22	0.1%
療養費	155	174	329	1.3%
移送費	8	0	8	0.0%
合計	10,057	12,696	1,451	211	24,415	100.0%

注1. 下船後の療養補償及び経過の職務上給付の医療費は被保険者に含まれている。

注2. 高齢受給者の療養費及び移送費は、被保険者、被扶養者の療養費及び移送費に含まれている。

[内訳 : 職務外給付]	(単位:百万円)					
	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	合計	割合
入院	2,277	3,887	536	105	6,805	30.2%
入院外	2,844	4,969	524	56	8,393	37.3%
歯科	1,117	1,208	80	14	2,418	10.7%
薬剤支給	1,703	2,265	282	33	4,283	19.0%
入院時食事療養費・生活療養費	84	174	27	4	289	1.3%
訪問看護療養費	1	18	2	-	21	0.1%
療養費	117	174	291	1.3%
移送費	8	0	8	0.0%
合計	8,151	12,696	1,451	211	22,508	100.0%

[内訳 : 下船後の療養補償]	(単位:百万円)					
	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	合計	割合
入院	1,307	1,307	73.8%
入院外	283	283	16.0%
歯科	19	19	1.1%
薬剤支給	79	79	4.5%
入院時食事療養費・生活療養費	45	45	2.5%
訪問看護療養費	1	1	0.0%
療養費	36	36	2.0%
移送費	-	-	-
合計	1,771	1,771	100.0%

[内訳 : 経過の職務上給付]	(単位:百万円)					
	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	合計	割合
入院	69	69	50.6%
入院外	39	39	28.9%
歯科	1	1	1.1%
薬剤支給	19	19	14.1%
入院時食事療養費・生活療養費	5	5	3.8%
訪問看護療養費	-	-	-
療養費	2	2	1.5%
移送費	-	-	-
合計	136	136	100.0%

3. 保険給付の状況

(1) 疾病給付

平成 24 年度の疾病給付費は 221 億円であり、前年度と比べ 2.8%の減少となっている。

疾病給付費の内訳をみたものが、表 8 である。医療給付費は 194 億円(疾病給付費の 87.8%)であり、うち診療費部分は 156 億円で医療給付費の 80.2%を占めている。その他の現金給付費は 27 億円(同 12.2%)であり、うち傷病手当金は 19 億円でその他の現金給付費の 70.1%を占めている。

加入者 1 人当たりで見ると、疾病給付費は 169,132 円、医療給付費は 148,426 円、その他の現金給付費は 20,706 円となっている。

表 8 船員保険の疾病給付費の状況(平成 24 年度)

[全体]	(単位:百万円)							
	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	世帯合算	介護合算	合計	割合
医療給付費	8,094	9,869	1,245	170	34	-	19,411	87.8%
入院	3,316	3,312	497	94	・	・	7,219	32.6%
入院外	2,369	3,745	435	40	・	・	6,590	29.8%
歯科	814	873	65	10	・	・	1,762	8.0%
薬剤支給	1,316	1,655	230	23	・	・	3,224	14.6%
入院時食事療養費・生活療養費 (標準負担額差額支給を除く)	101	105	17	2	・	・	224	1.0%
訪問看護療養費	2	13	2	-	・	・	16	0.1%
入院時食事療養費・生活療養費 (標準負担額差額支給)	-	-	・	・	-	-
療養費	121	124	・	・	245	1.1%
移送費	8	0	・	・	8	0.0%
高額療養費	47	41	34	-	122	0.6%
その他の現金給付費	2,169	539	・	・	2,708	12.2%
傷病手当金	1,899	・	・	・	1,899	8.6%
休業手当金	151	・	・	・	151	0.7%
葬祭料	103	61	・	・	164	0.7%
出産育児一時金	5	479	・	・	484	2.2%
出産手当金	10	・	・	・	10	0.0%
合計	10,262	10,408	1,245	170	34	-	22,119	100.0%

注1. 下船後の療養補償・職務上乗せ給付及び経過的職務上給付は被保険者に含まれている。

2. 高齢受給者の現金給付費は、被保険者、被扶養者の現金給付費に含まれている。

[内訳 : 職務外給付]

(単位: 百万円)

	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	世帯合算	介護合算	合計	割合
医療給付費	6,153	9,869	1,245	170	34	-	17,471	88.7%
入院	1,940	3,312	497	94	.	.	5,843	29.7%
入院外	2,046	3,745	435	40	.	.	6,267	31.8%
歯科	794	873	65	10	.	.	1,741	8.8%
薬剤支給	1,218	1,655	230	23	.	.	3,126	15.9%
入院時食事療養費・生活療養費 (標準負担額差額支給を除く)	51	105	17	2	.	.	174	0.9%
訪問看護療養費	1	13	2	-	.	.	15	0.1%
入院時食事療養費・生活療養費 (標準負担額差額支給)	-	-	-	-
療養費	49	124	173	0.9%
移送費	8	0	8	0.0%
高額療養費	47	41	34	-	122	0.6%
その他の現金給付費	1,691	539	2,230	11.3%
傷病手当金	1,579	1,579	8.0%
葬祭料	97	61	158	0.8%
出産育児一時金	5	479	484	2.5%
出産手当金	10	10	0.1%
合計	7,844	10,408	1,245	170	34	-	19,701	100.0%

[内訳 : 下船後の療養補償・職務上乗せ給付]

(単位: 百万円)

	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	世帯合算	介護合算	合計	割合
医療給付費	1,771	1,771	92.1%
入院	1,307	1,307	68.0%
入院外	283	283	14.7%
歯科	19	19	1.0%
薬剤支給	79	79	4.1%
入院時食事療養費・生活療養費	45	45	2.3%
訪問看護療養費	1	1	0.0%
療養費	36	36	1.9%
移送費	-	-	-
その他の現金給付費	151	151	7.9%
休業手当金	151	151	7.9%
合計	1,922	1,922	100.0%

[内訳 : 経過的職務上給付]

(単位: 百万円)

	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	世帯合算	介護合算	合計	割合
医療給付費	170	170	34.2%
入院	69	69	13.9%
入院外	39	39	7.9%
歯科	1	1	0.3%
薬剤支給	19	19	3.9%
入院時食事療養費・生活療養費	5	5	1.0%
訪問看護療養費	-	-	-
療養費	36	36	7.2%
移送費	-	-	-
その他の現金給付費	326	326	65.8%
傷病手当金	320	320	64.6%
葬祭料	6	6	1.2%
合計	496	496	100.0%

(2) 年金等給付

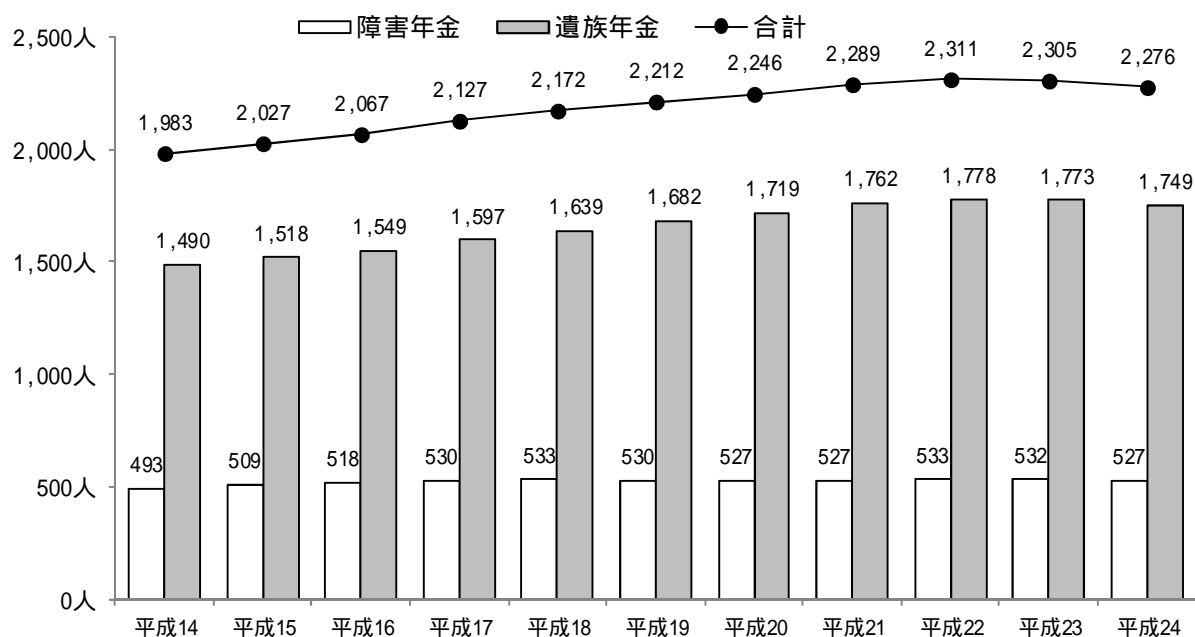
平成 24 年度末現在の新法職務上年金の受給権者は 2,276 人であり、前年度末に比べて 29 人(1.3%)減少となっている。そのうち、障害年金受給権者は 527 人で前年度末と比べて 5 人(0.9%)減少、遺族年金受給権者は 1,749 人で前年度末と比べて 24 人(1.4%)減少となっている。

平成 24 年度末現在の新法職務上年金受給権者の年金総額は 4,775 百万円であり、前年度末に比べて 53 百万円(1.1%)減少となっている。そのうち、障害年金受給権者の年金総額は 1,129 百万円で前年度末と比べて 10 百万円(0.9%)減少、遺族年金受給権者の年金総額は 3,646 百万円で前年度末と比べて 43 百万円(1.2%)減少となっている。

また、平成 24 年度末現在の新々法職務上年金の受給権者は 7 人であり、そのうち、障害年金受給権者は 1 人、遺族年金受給権者は 6 人となっている。

平成 24 年度末現在の新々法職務上年金受給権者の年金総額は 13 百万円であり、そのうち、障害年金受給権者の年金総額は 5 百万円、遺族年金受給権者の年金総額は 9 百万円となっている。

図 7 船員保険の年金受給権者数の推移（新法職務上年金）



注 1. 新法職務上年金とは、平成 21 年 12 月以前に発生した職務上の災害による障害及び死亡が支給事由であり、経過措置により船員保険の職務上給付（労災保険相当分）が労災保険に統合された平成 21 年 1 月以降においても、新法の給付基準で全国健康保険協会が支給する職務上年金をいう。[経過的職務上給付]

注 2. 新々法職務上年金とは、平成 22 年 1 月以降に発生した職務上の災害による障害及び死亡が支給事由であり、労災保険の給付の上乗せとして支給する職務上年金をいう。[職務上上乗せ給付]